

新しく社会保険などの保険証ができた人は、国民健康保険（以下国保）脱退の届け出が必要です



Q 就職したり、家族の扶養に入ったりして、社会保険などの保険証ができたけど、手続きしなくても国保から社会保険に自動的に切り替わるの？



A 新しい保険証ができて、自動的に国保の脱退とはなりません。国保脱退の届け出がない場合、国保税が課税されたままとなります。新しい保険証ができたら手続きを!!



国保の脱退に必要なもの

- ①新しい社会保険などの保険証
 - ②国保の保険証
 - ③マイナンバーのわかるもの
- ※脱退する全員分が必要

◆医療機関の受診に注意

保険が変更になる日からは、新しい保険証がまだ手元に届いていなくても、国保の保険証は使用できません。医療機関受診の際は、保険証が変更になる旨を、必ず医療機関の窓口へ伝えてください。



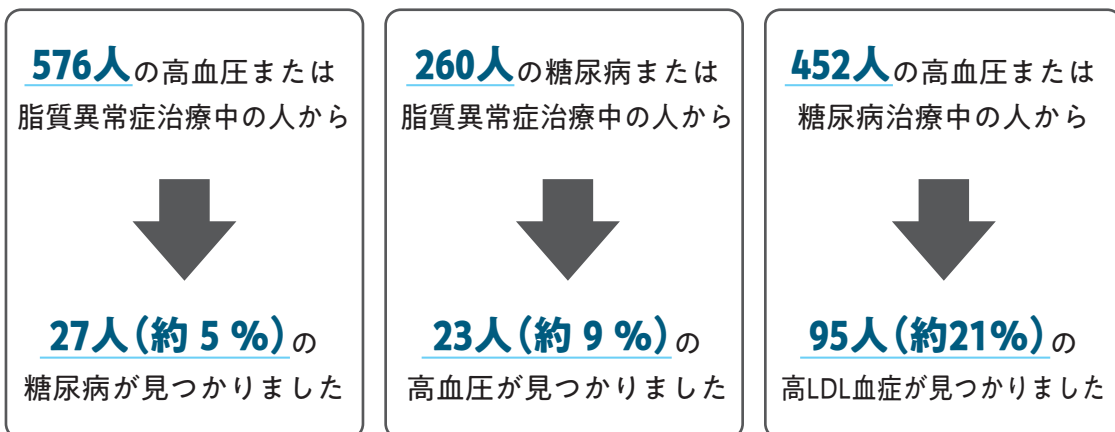
問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

どうして特定健診を勧めるの？

特定健診は、通院中の人や定期的に健診を受診している人も対象です。健診を受けることで、治療中以外の生活習慣病のリスクに気づくこともあります。年に1度受診することで、自分のからだの状態が分かり、病気が見つかったとしても早く治療を始めることができます。

治療していない病気も特定健診で確認

(令和元年度多久市特定健診結果)



今年度も特定健診実施中です。くわしくは8月に送付している案内通知をご確認ください。



問い合わせ 健康増進課 ☎75-3355